

学校感染症による出席停止について

このたび、お子様が学校感染症にかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法の規定により、出席停止を指示いたします。出席停止期間は欠席扱いになりません。医師の診断に基づいて、下記の証明書にすべて保護者の方でご記入、押印の上、担任へ提出してください。

学校感染症の種類と出席停止期間

	病 名	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱 クリア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 痘瘡 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1)を除く)	医師が認めらるまで	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹		解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹		発疹が消失するまで
	水痘		すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱		主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 <small>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る</small>		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

----- きりとりせん -----

登校許可届

◆すべて保護者の方でご記入ください。

年 組 氏名

病名

病院名

上記の感染症について治癒しましたので、報告します。

出席停止期間 月 日() ~ 月 日()

年 月 日 保護者氏名

印